

甲府・峡東地域ごみ処理施設事務組合
総合評価落札方式に係る変動型最低制限価格設定試行要領

平成24年10月1日

(目的)

第1条 この要領は、本組合が甲府・峡東地域ごみ処理施設事務組合総合評価実施要綱に基づく総合評価落札方式を実施するにあたり、工物品質の低下を防止するため、実際の入札価格に基づいて算出した額を最低制限価格(変動型最低制限価格)に設定し、実勢価格を入札制度に反映することによって、過度に低価格な入札を排除するとともに、公正な競争を促進し、業務履行の質の低下を防ぐため、甲府・峡東地域ごみ処理施設事務組合財務規則139条の規定に基づき、最低制限価格を算定することについて、必要な事項を定めることを目的とする。

(対象工事)

第2条 変動型最低制限価格(以下「最低制限価格」という。)の設定の対象となる工事は、原則として総合評価落札方式によるすべての工事とする。ただし、管理者が必要ないと認める工事についてはこの限りでない。

(算定方法)

第3条 最低制限価格は、当該入札における有効な入札参加者すべての入札価格を平均した価格(1円未満の端数が生じた場合は、その端数を四捨五入した額)に100分の85を乗じて得た額(千円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てた額)とする。

ただし、予定価格を超えたもの及び予定価格に100分の70を乗じて得た額(千円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てた額)を下回ったものは除外する。

2 前項の規定にかかわらず、当該入札における有効な入札参加者が1者のみの場合は、予定価格に100分の70を乗じて得た額(千円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てた額)をもって最低制限価格とする。

3 第1項の規定に基づき算定した額が予定価格の100分の70から100分の80の範囲内で別に定める金額(千円未満を切り捨てた額。以下「下限価格」という。)を下回った場合は、第1項の規定にかかわらず、当該下限価格をもって最低制限価格とする。

(適用)

第4条 最低制限価格の適用は、前条の規定に基づき算定した額を下回った入札参加者を失格とする。

(入札参加者への周知)

第5条 最低制限価格を設けて入札を行うときは、入札公告及び入札公告とは別に作成する入札説明書に、この告示による最低制限価格の適用があることを記載するものとする。

附 則

この要領は、平成24年10月1日から施行する。